



# 苫小牧警察署 交通安全情報No.23

令和7年11月5日

交通第一課

企画係

## 自転車安全指導通信第4号 自転車の指導取締りの 基本的な考え方

令和7年9月に警察庁が公表した『自転車ルールブック』には、自転車の指導取締りの基本的な考え方方が示されています。

- 警察が自転車の交通違反を認知した場合、基本的には現場で指導警告を実施します。
- ただし、違反自体（①）や、違反態様（②）が『悪質・危険な違反』であるときなどは検挙対象となります。

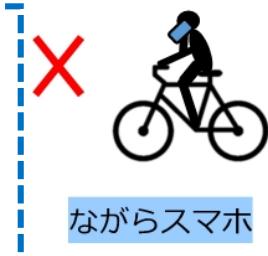
### ①違反自体が悪質・危険なもの

- 反則行為の中でも、重大な事故につながるおそれが高い違反  
[検挙（青切符が交付され、反則金を納付すれば手続終了）]

（例）



遮断踏切立入り



警察庁ホームページ  
「自転車ルールブック」



### ②違反態様が悪質・危険なもの

- 違反の結果、実際に交通への危険を生じさせたり、事故の危険が高まっているとき  
[検挙（青切符が交付され、反則金を納付すれば手続終了）]

（例）



傘を差しながら  
一時不停止をしたとき

- 違反であることについて指導警告されているにもかかわらず、あえて違反を行ったとき

[検挙（青切符が交付され、反則金を納付すれば手続終了）]

（例）



前方に指導取締りを行っている警察官の姿を認めながら、それを気にすることなく、指導警告のいとまもなく信号無視をしたとき